○上尾伊奈資源循環組合の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程

令和６年１０月２３日組合・監査委員・代表監査委員・公平委員会訓令第１号

上尾伊奈資源循環組合の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　管理体制（第３条―第６条）
第３章　教育研修（第７条）
第４章　職員の責務（第８条）
第５章　保有個人情報等の取扱い（第９条―第１７条）
第６章　情報システムにおける安全の確保等（第１８条―第３０条）
第７章　保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第３１条・第３２条）
第８章　安全管理上の問題への対応（第３３条―第３５条）
第９章　監査及び点検の実施（第３６条―第３８条）
第１０章　補則（第３９条・第４０条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、組合の機関（議会を除く。）の保有する個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）において使用する用語の例による。

第２章　管理体制

（総括保護管理者）

第３条　組合に、総括保護管理者を置き、局長の職にある者をもって充てる。

２　総括保護管理者は、組合の機関における保有個人情報等の管理に関する

事務を総括する。

（保護管理者）

第４条　組合の機関に、保護管理者を置き、次の各号に掲げる機関ごとに、当該各号に定める職員をもってこれに充てる。

(1)　管理者　次長の職にある者

(2)　監査委員　書記の職にある者

(3)　公平委員会　事務職員

２　保護管理者は、各機関における保有個人情報等の適切な管理を確保する事務を行う。この場合において、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合にあっては、当該情報システムの管理者と連携して、当該事務を行う。

３　保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員（以下この条及び第１７条第１項において「特定個人情報等取扱者」という。）並びにその役割並びに特定個人情報等取扱者が取り扱う個人番号及び特定個人情報の範囲を指定する。

（保護担当者）

第５条　事務局に、保護担当者を置き、保護管理者が指名する職員をもって充てる。

２　保護担当者は、保護管理者を補佐し、事務局における保有個人情報等の管理に関する事務を行う。

（保有個人情報の適切な管理のための会議）

第６条　総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を定期に又は随時に開催する。

２　総括保護管理者は、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験等を有する者等の参加を求めるよう努めるものとする。

第３章　教育研修

第７条　総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

２　総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関

する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

３　総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、組合の機関における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に実施する。

４　保護管理者は、当該機関の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第４章　職員の責務

第８条　職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第５章　保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第９条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセス（紙等に記録されている保有個人情報等に接する行為を含む。以下この条において同じ。）をする権限（以下この条において「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

２　アクセス権限を有しない職員は、当該保有個人情報等にアクセスをしてはならない。

３　職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスをしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第１０条　保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定するものとする。

(1)　保有個人情報等の複製

(2)　保有個人情報等の送信

(3)　保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4)　その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第１１条　職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

（媒体の管理等）

第１２条　職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

２　職員は、保有個人情報等が記録されている媒体を外部に送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード、ＩＣカード、生体情報等（第１８条第２項において「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（同条第１項において「認証機能」という。）の設定等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

（誤送付等の防止）

第１３条　職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体を誤って送信、送付、若しくは交付し、又はウェブサイト等に掲載することを防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

第１４条　職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。以下この条において同じ。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

２　職員は、保有個人情報等の消去又は保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）により行う場合には、必要に応じて、消去及び廃棄への立会い、写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類の提出その他適切な方法により、委託先において消去及び廃棄が確実に行われたことを確認するものとする。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第１５条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

（外的環境の把握）

第１６条　職員は、民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてクラウドサービス提供事業者が外国に所在する場合又は個人データが保存されるサーバーが外国に所在する場合その他保有個人情報等が外国において取り扱われる場合にあっては、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人番号の利用等の制限）

第１７条　特定個人情報等取扱者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号を利用してはならない。

２　保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第６章　情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第１８条　保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第２８条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する措置その他当該保有個人情報等へのアクセスを制御するために必要な措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備し、定期又は随時の見直しを行うとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第１９条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセスの状況を記録し、当該記録を一定の期間保存し、及び当該記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、前項の記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のため

に必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第２０条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第２１条　保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第２２条　保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第２３条　職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製を行う場合には、その対象を必要最小限とし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

（記録機能を有する機器及び媒体の接続制限）

第２４条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等防止のため、スマートフォン、ＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器及び媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

（端末機器の限定）

第２５条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末機器の盗難防止等）

第２６条　保護管理者は、端末機器の盗難又は紛失の防止のため、端末機器

の固定、事務所の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

２　職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第２７条　職員は、端末機器の使用に当たっては、保有個人情報等が当該職員以外の者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）

第２８条　職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

（バックアップ）

第２９条　保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム設計書等の管理）

第３０条　保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第７章　保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第３１条　保護管理者は、個人情報保護法第６９条第２項第３号及び第４号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第７０条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わすものとする。

２　保護管理者は、個人情報保護法第６９条第２項第３号及び第４号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第７０条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

３　保護管理者は、個人情報保護法第６９条第２項第３号の規定に基づき他の行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第７０条の規定に基づき、前２項に規定する措置を講ずるものとする。

（業務の委託等）

第３２条　保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるとともに、当該委託に係る契約書に、次に掲げる事項について明記し、委託を受けた者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1)　個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

(2)　再委託（再委託を受けた者が委託を受けた者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この項及び第６項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3)　個人情報の複製等の制限に関する事項

(4)　個人情報の安全管理措置に関する事項

(5)　個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(6)　委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(7)　法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(8)　契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託を受けた者（再委託を受けた者を含む。）における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

２　個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、番号法に基づき行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するとともに、当該委託に係る契約書等に、前項各号に定める事項のほか、次に掲げる事項について明記するものとする。

(1)　事務所等内からの個人番号及び特定個人情報の持ち出しの禁止に関

する事項

(2)　個人番号及び特定個人情報を取り扱う業務従事者の明確化並びに業務従事者の監督及び教育に関する事項

(3)　契約内容の遵守状況の報告に関する事項

(4)　必要に応じて実施可能とする委託を受けた者に対する実地の調査に関する事項

3　保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

4　保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託を受けた者における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。

5　前項に規定するもののほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

6　委託を受けた者において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託を受けた者に第１項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託を受けた者を通じて、又は委託を受けた者自らが第４項の措置を講ずるものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託を受けた者が再々委託を行う場合以降も同様とする。

7　前項に掲げるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

8　保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

9　保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被

害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第８章　安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第３３条　職員は、保有個人情報等の漏えい等、事務取扱担当者の取扱規程等への違反等の事案の発生又はその兆候を把握した場合その他安全管理の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

２　保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる端末機器等のＬＡＮケーブルを抜き、又は端末ネットワーク遮断スクリプトを実行する等によるネットワークからの遮断など、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。

３　保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

４　総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を管理者及び議長に速やかに報告するものとする。

５　保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している他の機関及び議会に当該措置を共有するものとする。

（法に基づく報告及び通知）

第３４条　保有個人情報等の漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第６８条第１項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第２項の規定による本人への通知を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。

（公表等）

第３５条　個人情報保護法第６８条第１項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第２項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。この場合において、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったときその他の国民の不安を招きかねない事案が発生したときは、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。

第９章　監査及び点検の実施監査及び点検の実施

（監査）

第３６条　総括保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第２章から第８章に規定する措置の状況を含む組合の機関における保有個人情報等の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査（外部監査の委託を含む。第３８条において同じ。）を行うものとする。

（点検）

第３７条　保護管理者は、各機関における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第３８条　総括保護管理者及び保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第１０章　補則

（個人情報保護委員会事務局への報告）

第３９条　保護管理者又は総括保護管理者は、特定個人情報について、漏えい等事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２９条の４第１項及び第２項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成２７年特定個人情報保護委員

会規則第５号)に基づき、個人情報保護委員会に報告するものとする。

（他の訓令との関係）

第４０条　他の訓令の規定により、情報システムの管理に関する事項について、この訓令と別段の定めが設けられている場合にあっては、この訓令に定めるもののほか、当該訓令の定めるところによる。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。